

校長 発 営 第 5 4 号
昭和 4 0 年 1 1 月 1 9 日

各 部 長
各 学 群 長 殿
各 課 長

防 衛 大 学 校 長

電気設備保安規程について（通達）

改正 昭和50年 4 月 2 日防大施第 201号	平成元年 5 月 29 日防大総第481号
平成 4 年 4 月 30 日防大施第 461号	平成 7 年 4 月 18 日防大施第385号
平成12年 4 月 1 日防大総第 339号	平成13年 7 月 18 日防大施第852号
平成17年 3 月 31 日防大総第 505号	平成19年 3 月 30 日防大総第437号
平成19年 8 月 29 日防大総第1114号	平成21年 3 月 31 日防大総第542号
平成24年 4 月 6 日防大総第 525号	平成27年 4 月 10 日防大総第532号
平成28年 3 月 31 日防大総第 427号	平成30年 3 月 30 日防大総第346号

標記について、別添のとおり定めたので通達する。

添付書類：防衛大学校電気設備保安規程

防衛大学校電気設備保安規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保安業務の運営管理体制（第3条一第6条）
- 第3章 保安教育（第7条・第8条）
- 第4章 工事の計画及び実施（第9条・第10条）
- 第5章 保守（第11条一第13条）
- 第6章 運転又は操作（第14条）
- 第7章 災害対策（第15条・第16条）
- 第8章 記録（第17条）
- 第9章 責任の分界（第18条・第19条）
- 第10章 雑則（第20条一第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 防衛大学校及び海上訓練場（以下「大学校」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用（以下「工事等」という。）を確保するため電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第74条第3項において準用する法第52条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

（管理施設課長の指示）

第2条 管理施設課長は、この規程を実施するために必要な事項について、電気関係従事者に対し別に指示することができる。

2 管理施設課長は、前項の指示にあたっては、主任技術者の意見を求めて行うものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

（保安業務組織）

第3条 工事等に関する保安業務を執行する組織、構成は次のとおりとする。

- (1) 管理施設課長は、保安業務を総括管理する。
- (2) 管理施設課長は、法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行す

るため、電気主任の職にある者を主任技術者に選任する。

- (3) 主任技術者は、校内地区及び海上訓練場地区にそれぞれ1名を選任する。
- (4) 管理施設課長は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第3項ただし書の規定に基づき、前項の主任技術者を兼任させることができる。
- (5) 海上訓練場地区に、同地区の施設管理者の指名する連絡員1名を置く。
- (6) 連絡員は、海上訓練場地区の電気工作物に異常又は修繕等の必要性が発生した場合は、速やかに主任技術者に連絡する。
- (7) 保安業務に従事する者及びその分掌する業務並びに保安業務を円滑に遂行するための指揮、命令系統及び連絡系統は別表のとおりとする。

（主任技術者の意見等）

第4条 管理施設課長は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定し、若しくは実施しようとする場合又は法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係する場合には、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 管理施設課長は、主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重しなければならない。
- 3 管理施設課長は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

（主任技術者の義務）

第5条 主任技術者は、管理施設課長の指揮を受け、工事等に関する保安監督の業務を実施する。

- 2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、工事等に関する保安監督の職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第6条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、工務第1係長又は電気係員がその業務を代行する。

第3章 保安教育

（保安教育）

第7条 主任技術者は、工事等に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し、必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第8条 主任技術者は、工事等に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生し

た場合の措置について、必要に応じて実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第9条 管理施設課長は、主任技術者の意見をきいて、電気工作物の設置、改造等の工事計画を策定するものとする。

2 管理施設課長は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事の年度計画を、主任技術者の意見を求めて策定するものとする。

3 前項の計画の策定は大学校の関係部門の意見を求めて行わなければならない。

(工事の実施)

第10条 大学校施工に係る電気工作物の工事は、主任技術者が大学校の関係部門と調整を図り、管理施設課長の承認を得て行うものとする。

この場合において、主任技術者は、その監督のもとに作業責任者を選任し、これを実施させることができる。

2 管理施設課長は、電気工作物に関する工事を業者に請負わせる場合には、当該工事が完成したときに主任技術者にこれを検査させ、保安上支障ないことを確認させなければならない。

3 管理施設課長は、電気工作物に関する工事が装備施設本部で施工される場合には、当該工事が完成したときに、装備施設本部で行う検査に主任技術者を立ち合わせ、保安上支障ないことを確認させるものとする。

4 管理施設課長は、電気工作物に関する工事に従事する者については、別に定める作業心得を配布し、電気工作物の保安が確保されるよう努めなければならない。

第5章 保守

(巡視、点検、測定等)

第11条 電気係員は、電気工作物の保守のため、別に定める基準により、巡視、点検及び測定を行わなければならない。

2 主任技術者は、大学校の関係部門と調整を図り、管理施設課長の承認を得て、前項の規定により行う保安業務の年度実施計画書を作成するものとし、その実施にあたっての指導監督を行うものとする。

(修理、改造、移設等)

第12条 主任技術者は、前項の規定による巡視、点検又は測定の結果、法令に定め

る技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第13条 主任技術者は、事故その他異常な状態が発生した場合には、必要に応じて臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第14条 電気工作物の運転又は操作の基準は、次の各号に掲げる事項について別に定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
- (2) 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用を停止し、若しくは制限する等の応急措置並びにその場合の報告又は連絡要領
- (3) 供給電力会社との連絡事項
- (4) 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法

第7章 災害対策

(防災体制)

第15条 管理施設課長は、台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために防災思想を電気関係従事者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する大学校の体制をあらかじめ整備し、並びに大学校外関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

(非常災害発生時の措置)

第16条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

- 2 主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに危険と認められる範囲の送電を停止することができる。

第8章 記録

(工事等の記録)

第17条 主任技術者は、工事等に関する記録は別に定めるところにより記録し、こ

れを保存するものとする。

- 2 主任技術者は、主要電気機器の保修記録は別に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

- 第18条** 供給電力株式会社と大学校との保安及び財産上の責任分界点は大学校が設置した0号柱上の気中開閉器の電源側端子とする。

(需要設備)

- 第19条** 需要設備は、別図第1及び別図第2のとおりとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

- 第20条** 管理施設課長は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等のうち、危険のおそれのあるところには、表示を設けなければならない。

(測定器具類の整備)

- 第21条** 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類は、常に整備し、これを受電所において適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

- 第22条** 電気工作物に関する設計書、仕様書、取扱説明書等については、管理施設課において3年以上必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

- 第23条** 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図その他主要文書については、その写しを管理施設課において3年以上の必要な期間保存しなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年9月28日から施行し、昭和40年7月1日から適用する。

附 則 (平成元年5月29日防大総第481号)

この規程は、平成元年5月29日から施行する。

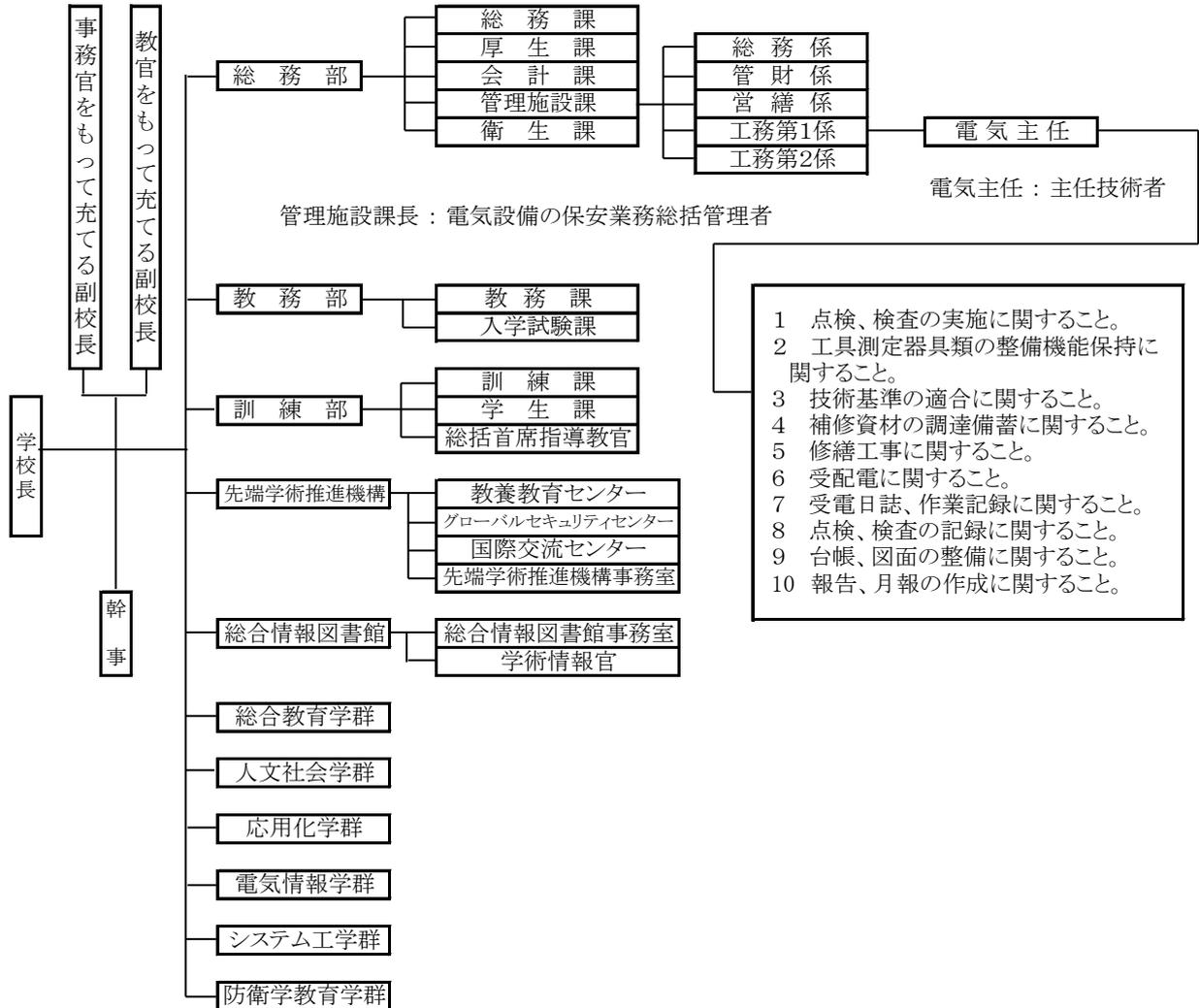
附 則 (平成7年4月18日防大施第385号)

この規程は、平成7年5月10日から適用する。

附 則 (平成17年3月31日防大総第505号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表



別図第 1 (第19条関係)



付 図



別図第 2 (第19条関係)

